

2021年6月18日

学生のみなさまへ

尾道市立大学 学長

6月21日以降の新型コロナウイルス感染防止対策について

本学の活動制限指針の判断基準レベルは6月21日（月）からレベル1に移行します。実習・演習および対面必要性が高い講義において対面授業が再開されます。一般に、緊急事態宣言解除後は「気のゆるみ」が生じやすい、と言われています。6月21日（月）以降の新型コロナウイルス感染防止対策について再確認してください。青字をクリックすると項目に移動します。

1. 基本的感染防止対策の徹底

2. 授業に関する留意事項

3. その他の留意事項

4. 各種相談窓口

[尾道市立大学連絡先](#)

1. 基本的感染防止対策の徹底

①健康行動記録と健康観察

6月21日（月）以降はじめて大学に入構する方は、E棟1階で入構日前7日分の健康行動記録表（本学書式）を提出してください。当日入構前にポータル健康観察にも回答を入力してください。体調不良による公欠願や自宅待機期間の対面授業オンライン対応の依頼に関連してポータル健康観察への入力内容を確認します。登学前に必ず健康観察（検温等）を行い、ポータルアンケートに回答を入力してください。

②こまめな手洗い・手指消毒

こまめな手洗いを心がけてください。建物や教室入口では手指消毒をしてください。

③換気

「30分に1回、二方向の窓を全開にしての空気の入れかえ」または「常時二方向の窓を開放」を意識して換気をしてください。教室での換気については学生のみなさんも自主的にご協力ください。

④身体的距離の確保

身体的距離（概ね2メートル、授業教室では1メートル以上を確保し対面会話をさける）を確保し、大声での会話は控えてください。授業教室で貼り紙のある座席にはすわらないでください。

⑤マスクの着用

大学施設内では必ずマスクを着用してください（不織布マスクを推奨します）。昼食時にマスクを外す際には、会話をしないでください。バスやJRなどの公共交通機関利用時には必ずマスクをつけ、混雑時には会話を控えてください。

⑥不要不急の移動の自粛

6月21日（月）以降も県をまたぐ移動はできるだけお控えください（通学は除きます）。また、緊急事態宣言あるいはまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は最大限自粛してください。それらの地域にやむを得ず宿泊を伴う滞在をした場合は、帰宅後7日間は自宅待機（生活に必要な最低限の外出は可）とし、その間は大学入構不可とします（ただし通勤・通学時住所が緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施区域である場合を除きます）。

2. 授業に関する留意事項

①対面授業

授業開始10分前に教室に移動し、廊下などにとどまらず、手指消毒して入室し空いている座席にすぐに着席してください。入室時に検温を実施する授業もありますので教職員の指示に従ってください。対面授業においても授業資料は電子データにより事前配信されます。資料の事前準備を行ってください。

②オンライン授業

学外（自宅など）や学内でインターネットを介して受講する授業です。対面授業に利用していない空き教室やC3

(パソコン室)、C5 (ラーニングcommons)、翠明館 (1階および2階パソコン室)、E棟 2~4階のラウンジ、外ベンチでオンライン授業を受けることができます。ノートパソコンやタブレットを持っている方は、充電した状態で持参してください。ヘッドフォンやイヤフォンも準備してきてください。

③体調不良時

風邪の症状や発熱、咳等が認められる場合には、登学せずに医療機関を受診するなど適切に対処してください。体調不良による欠席は「公欠」扱いとします。体調が快復し通学できる状態になったら E 棟 1 階事務局にある「公欠願」を提出してください。なお、「公欠願」の確認のためポータル「健康状態確認」アンケートの情報提示を求めます。

3. その他の留意事項

①ラウンジや C5 (ラーニングcommons)、翠明館等でグループでの話し合いを行うときは、マスクを正しく装着し、換気気を付け一定の距離を保ってください。相互に注意しあい、安全な学修環境を維持してください。

②課外活動

課外活動については学生委員会から別途配信していますのでそちらの指示に従ってください。

③おのみちバスによる通学

授業開始直前着、授業終了直後発のバスが混んでいても、より早めの便 (通学時)、より遅めの便 (帰宅時) は混雑していない場合があります。分散乗車にご協力ください。分散乗車を工夫しても混雑している場合は、バス会社に増便を依頼しますので混雑状況を大学事務局にお知らせください。

④アルバイト

アルバイトに行く前に体温チェックを行い、少しでも体調が悪い場合はアルバイトを行わないでください。コンビニ、スーパー、飲食店など不特定多数の人と接する仕事の場合は、十分な感染防止策を行っているアルバイト先を選んでください。

⑤会食等の自粛

同居する家族以外との会食等は自粛してください。飲食店等を利用する場合は、感染防止対策のガイドラインを遵守した店を利用してください。大声を出す行動 (カラオケ・イベント等での大声) を自粛してください。

⑥新型コロナウイルス感染者等に対する誹謗中傷や個人を特定するような言動は、その個人を傷つける不適切な言動です。SNS での発信や拡散などを控え、プライバシーを尊重した対応をしてください。

4. 各種相談窓口

①体調不良の場合

風邪の症状や発熱、咳等が認められる場合には、早めに受診し、医療機関の指示に従ってください。尾道市内在住者の相談窓口 (24 時間対応) は 082-513-2567 です。くわしくはポータル配信【医務室からのお知らせ / PCR センターと受診・相談センターのお知らせ】をご覧ください。

②新型コロナウイルス感染症と診断された場合

PCR 検査を受けることが決まったら、チューターへの連絡をお願いします。検査の結果、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は医療機関の指示に従って回復につとめてください。検査の結果やその後の経過についてもチューター教員への連絡をお願いします。

③対処困難な問題を抱え心身の不調に陥った場合

大学医務室に連絡してください。

④誹謗中傷等の人権侵害行為を受けた場合

チューターまたは大学医務室に連絡してください。

尾道市立大学連絡先

代表電話 ; 0848-22-8311 (平日 8:30~18:00)

事務局 E-mail ; jimukyok@onomichi-u.ac.jp

(時間外・休日受付可、ただし、緊急の用件以外は平日 8:30~18:00 の対応)

医務室 E-mail ; health-support@onomichi-u.ac.jp (平日 8:30~18:00)